

17 練危防第 10209 号
平成 17 年 9 月 14 日

練馬区安全・安心協議会会長 殿

練馬区長 志 村 豊志郎

「練馬区安全・安心協議会」への諮問について

「練馬区民の安全と安心を推進する条例（平成 16 年練馬区条例第 54 号）」
第 15 条第 2 項の規定に基づき、下記のとおり諮問します。

記

1 諮問事項

別紙のとおり

2 答申について

平成 18 年度末を目途に答申いただくようお願いします。

1 諮問事項

防犯防火にかかる地域連携体制の構築にあたっての区の役割について

2 趣旨

近年の犯罪発生件数の増加などにより、区民の体感治安度は悪化する傾向にあり、生活に不安を覚える区民も増えてきています。昨年度実施した区民意識意向調査においても、「防犯・風紀」の項目に満足と回答した区民は27.2%にとどまっています。

防犯防火につきましては、これまで警察・消防といった専門行政機関が実施してきましたが、このような生活に不安を持つ区民が増加する状況から、練馬区としても、区民が安全に安心して暮らせるまちづくり、という観点から、この分野において果たすべき役割があるのではと、平成15年12月に専管組織である「安全・安心担当課」を設置し、平成16年12月にはその基本条例である「練馬区民の安全と安心を推進する条例」を施行したところであります。

地域の防犯防火につきましては、現在区と区内3警察署・3防犯協会と共同して実施している「街かど安全10万人の目警戒」運動のように、警察や区だけでなく、「地域のことは地域で協力して守る」という考え方のもと、地域の方々が協力してその地域の防犯防火活動を実施することが非常に効果が高いと考えています。区では地域単位で防犯防火に係る自主的活動を実施することができる連携組織を設置して、具体的防犯防火活動を行っていただくことを「安全安心まちづくり」にかかる最重要施策と位置づけ、各種施策の実施を検討しているところであります。

地域といっても町会自治会・商店会・PTAなど既存の団体が数多くあります。それらの団体が地域単位で一致団結して防犯防火活動を実施いただくことが理想ではありますが、各団体にはそれぞれの活動範囲や設置の主旨などがあり、独自の活動も行っているため、その協力体制の構築には様々な課題が存在するものと思われれます。また区は防災や子育て支援・地域福祉といったいろいろな場面において地域の方々の活動をお願いしてきている経緯もあり、さらに防犯防火も加わるとなると、地域での負担が増すのではないかと懸念があることも事実です。

このような状況においても、地域の方々による自主的積極的な防犯防火活動の実施は、安全で安心なまちづくりのためにはどうしても必要な要素であると考えています。地域の方々が連携して防犯防火活動を行うにあたって、区としてどのような支援策を実施することが適当であるか、防犯防火情報の提供や具体的活動への支援、連携意識の高揚を図る啓発など、区が担うべき役割についての具体的手法を諮問するものです。